

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

平成18年5月26日（金）

開 催 日 時 平成18年5月26日（金） 午後2時00分～午後3時50分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
諸井康次学務課長補佐
有川知樹指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
山口修指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

本日、坂井教育長は欠席でございます。

説明につきましては、昼間教育部長にお願いいたします。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名です。

本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。

それでは、議題に入ります。

(委員長報告事項)

○堀内委員長

初めに、委員長報告事項を行います。

これは2件ございまして、委員長報告事項(1) 関東甲信静市町村教育委員会連合会総会、及び(2) 東京都市町村教育委員会連合会総会、この2つについて、私から御報告を申し上げます。

資料がございますので、御覧ください。

資料No.1、平成18年度関東甲信静市町村教育委員会連合会総会、並びに研修会。これが5月18日の木曜日、鎌倉市の大船にございまして、鎌倉芸術館にて開催されました。教育長は御欠席でございましたが、4人の委員と石川教育庶務課長補佐の5人で出席してまいりました。総会では、平成17年度の決算と事業報告の承認、及び平成18年の事業計画、会計予算の承認が行われまして、関東甲信静の連合会の会長も神奈川県がこれを引き継ぎました。

研修会では、京都大学名誉教授の、大島清先生から、脳の発達と子どもの成長ということを中心にお話をいただきまして、タイトルは「子どもは10歳で人間になる」、つまりそのころまでの教育がいかに大切かということをお話いただきました。

次に、東京都市町村教育委員会連合会の総会。今年で50回目を迎え5月25日木曜日、東京自治会館の講堂において開かれました。そして昨年度の事業報告、決算報告、これを承認いたしまして、今年度の事業計画及び予算(案)を承認いたしました。そして役員の改選が行われまして、東京都市町村教育委員会連合会の常任理事に、当委員会の委員長職務代理者である、小池貞雄先生が就任されることになりました。また、小池先生には、この東京都市町村教育委員会連合会の第3ブロックの代表世話人も兼ねていただくということになりました。なお、東京都市町村教育委員会連合会の会長は前年度の多摩市教育委員会の中委員長から、稲城市教育委員会の安江委員長に交代しております。

また、主な本年度の行事等につきましては、前回の委員会で大まかなところを私から御報告申し上げますが、そのとおりに決まっております。

委員長の報告事項は以上でございます。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

続いて、教育長報告事項に入りたいと思います。

教育長報告事項(1) 市議会6月定例会につきまして、昼間教育部長から御説明をお願いいたします。

○昼間教育部長

教育長報告事項(1) 市議会6月定例会について、報告をいたします。なお、資料はございません。

市議会6月定例会は来る6月6日から27日までの間に開催される予定でございます。6月7日から9日までの3日間に一般質問がございまして、6月14日には、生活文教委員会が開催されます。

定例会の審議結果につきましては、次回の教育委員会で報告いたしたいと存じます。

なお、先日の議会閉会中の生活文教委員会でございますが、5月17日に視察として行われたため、審査等は行われませんでした。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）定例監査及び行政監査の結果についてです。昼間教育部長から御説明をお願いいたします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（2）定期監査及び行政監査の結果について、報告いたします。資料No.3を御覧ください。

1点目の定期監査につきましては、教育庶務課、学務課及び指導課の3課の、平成17年4月から12月までの期間に執行された財務に関する事務及びその他の事務に対し、監査委員による監査を受けたものです。

この結果、「全般的におおむね適正に執行されているものと認められ」ましたが、契約事務、食料の支出、旅費の支給、及び中学校課外クラブ活動費補助金の4項目について、事務処理の改善を求められました。

2点目の行政監査についてでございますが、こちらはこのたび初めて行われたものでございまして、定期監査対象の3課及び小中学校が、平成17年12月1日現在に所管する、取得価格50万円以上の重要備品について、「備品の管理及び有効活用について」をテーマとして行われたものでございます。

この結果でございますが、「おおむね適正に管理及び活用されていると認められ」ましたが、備品の登録及び廃棄事務手続の流れ、保管・管理の不備、及び有効活用の3項目について、課または学校として適正な執行を図ることの指摘を受けました。

定期監査及び行政監査の結果を受けまして、事務処理を再点検し、必要な改善を行い、事務の適正な処理、及び、効果的かつ合理的な行政運営を行なってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（3）小平市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する

要綱、基準の制定についてです。昼間教育部長から御説明をお願いいたします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（3）小平市教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱、基準の制定について、報告いたします。資料No.4でございます。

3月定例教育委員会においても報告いたしましたが、小平市では、今年度、市内小中学校全校に防犯カメラを設置する予定でございます。

この防犯カメラは、終日作動し映像を録画することから、個人情報保有することとなります。

このため、小平市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱うことを目的として、個人情報保護審議会を経て、要綱及び基準を制定したものでございます。

なお、詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、今回制定いたしました、防犯カメラの要綱、及び基準を説明いたします。

要綱につきましては、教育委員会が管理する施設に設置する防犯カメラの管理及び運用について、網羅的に決めました。また、施設によって設置目的や対象など変化があることが予想されますので、別途個別に運用基準を設けることとし、今回、小平市立学校における基準を決めました。

それでは、最初に要綱で規程するものを説明いたします。資料No.4を御覧ください。

第1は、要綱の趣旨でございます。

第2では、この要綱及び基準で使用する用語を決めました。

第3では、映像データに係る部分の適用について触れました。

第4では、管理責任者を置くことについて決めました。小平市立学校では第一次的な施設管理者である、学校長を充てることといたしました。

第5では、管理責任者の責務を決めました。

第6では、防犯カメラの取扱者の責務を決めました。

第7では、防犯カメラが設置され、稼働している旨の表示を行うことと、映像表示装置、モニターですが、設置場所を決めました。

第8は、作動時間でございますが、今後設置される施設では、特に施設内に設置する場合、短縮することもあり得ることから、各施設によって基準で定めることといたしました。

第9、映像データの保管期間ですが、2週間を超えない範囲といたしました。

第10で、保管方法を決めました。

第11で、映像データの目的外利用、及び外部提供の制限を設けました。

第12で、映像データの複製の制限を設けました。

第13は、本要綱で定めるもののほかは別に定めるものといたしました。

次に基準でございます。概要を説明いたします。

第1は、趣旨でございます。要綱第13の規定によりまして、必要な事項を定める旨、規定しております。

第3では、犯罪の予防等が設置目的である旨、規定しました。

第5は、映像データの管理を徹底するため、パスワードでの管理等を規定しました。

第7から第10までは、映像データの保管期間から廃棄までを規定しました。

要綱及び基準は以上でございます。

なお、当初予算で認められております、小学校の防犯カメラは夏季休業期間中に設置し、中学校の防犯カメラは補正予算を要求し、年度内に設置する予定でございます。各校に設置するカメラは正門等を撮影する予定で、映像表示装置、モニターですが、映像表示装置は職員室、事務室に設置し、記録装置は職員室において、副校長の管理下におく予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（4）平成18年5月1日現在の児童・生徒数について。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（4）平成18年5月1日現在の児童・生徒数について、報告いたします。

これは、法定統計であります学校基本調査の報告数値でございます。

小学校の児童数でございますが、心身障害学級の児童を含めまして、9,599人、学級数は312学級でございます。

昨年と比較しまして、全体で児童数が63人の減、学級数は2学級の減となりました。

このうち通常学級は、児童数9,516人、289学級で、70人、6学級の減となっております。

また、心身障害学級は、児童数83人、学級数は10通級学級を含み、23学級で、昨年に比べ、児童数は7人の増、学級数は4学級の増となりました。

次に、中学校でございますが、心身障害学級を含め、生徒数3,953人、学級数は118学級で、昨年度に比べ、141人、6学級の増となっております。

このうち通常学級は、生徒数3,915人、110学級で、144人、5学級の増となっております。

また、心身障害学級は、生徒数38人、学級数は2通級学級を含め8学級で、3人の減、1学級の増となりました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）学校における防犯訓練の実施についてです。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（５）学校における防犯訓練の実施について、報告いたします。なお、資料はございません。

平成13年6月に発生しました大阪教育大学附属池田小学校における児童殺傷事件を契機に、学校の安全対策として、小・中学校に設置いたしました警察への非常通報装置、いわゆる「学校110番」を使用した防犯訓練を平成14年度から実施しているところでございます。

今年度は、小平第五小学校を会場に、6月20日の火曜日に実施する予定でございます。

訓練の内容につきましては、現在、学校と警察署において調整しているところでございますが、不審者が、正面玄関から校舎に侵入したことを想定したものとして計画しております。

また、訓練の様子は、他校の教員にも見学ができるよう、全校に周知する予定でございます。

なお、来年度以降につきましても、会場となる学校を年次的に変えながら、引続き実施していく予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）平成18年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（６）平成18年度小平市立小・中学校移動教室の実施予定について、報告いたします。資料No.6を御覧ください。

お手元に各学校別の実施予定表を配付してございますが、小学校につきましては、実施期間は、6月5日の小平第六小学校から夏季休業期間をはさんで9月29日の小平第十三小学校まで、いずれも2泊3日の予定でございます。

実施場所につきましては、小平第七小学校が、児童数の関係から小平市の八ヶ岳山荘に宿泊できないため、昨年と同様に小金井市の清里山荘を利用して実施することになります。その他の学校につきましては、例年どおり小平市立八ヶ岳山荘を利用して実施する予定でございます。

また、中学校につきましては、第3学期に、菅平で冬季スキー教室を予定しております。1月11日の小平第五中学校から、2月10日の花小金井南中学校までの予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）小平市立小・中学校における軽度発達障害の児童・生徒への支援のあり方検討委員会の設置についてです。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（7）小平市立小・中学校における軽度発達障害の児童・生徒への支援のあり方検討委員会の設置について、報告いたします。資料No.7を御覧ください。

平成19年度に予定されている「心身障害教育」から「特別支援教育」への移行に向けて、小平市におきましては、平成17年度に全教員対象の研修会を実施、全小・中学校における校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名など、教員への理解啓発や基礎的な体制の整備に取り組んでまいりました。

今後、小・中学校において、さらに軽度発達障害の児童・生徒が必要としている教育的支援を充実させていくためには、学校、保護者などの当事者や専門家の意見も取り入れ、より具体的な対応策を定める必要があるために、本検討委員会を設置するものでございます。

検討委員会は、学識経験者、学校関係者、公募委員を含む8名以内で構成し、このうち、軽度発達障害の児童・生徒の保護者から2名を、また、その他一般の市民から2名を公募する予定でございます。

公募につきましては、「公募委員選考審査会要領」に基づき、6月5日号の市報で公募し、選考審査会により公募委員を決定する予定でございます。

検討委員会は、7月に第1回を開催し、今年の10月に検討結果をまとめることを目途に検討を進めてまいり予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）平成17年度児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査報告についてです。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（8）平成17年度児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査報告について、報告いたします。資料No.8を御覧ください。

本調査は文部科学省の調査で、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、例年4月に調査を実施しております。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明いたします。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

では、資料に従って説明させていただきます。

初めに、大きなローマ数字のⅠ番、「暴力行為の発生状況」についてでございます。発生件数を見ますと、小学校では前年度と同様、3件発生しました。中学校では14件発生しています。以下の、1・2・3・4は、その内訳となっています。

1の「対教師暴力」についてですが、小学校では前年度に引き続き、平成17年度もゼロでした。中学校では、平成16年度は2校で5件発生いたしましたが、平成17年度は2校で2件でした。

2の「生徒間暴力」の状況についてですが、これは一方的に暴力を加えた場合の数値です。小学校では2校で2件、発生しました。中学校では学校内の発生については、平成16年度は4校で5件でしたが、平成17年度は2校で2件に減少しましたが、学校外における生徒間暴力が1件発生しております。

3の「対人暴力」につきましては、対教師暴力と生徒間暴力を除いたものです。平成16年度はゼロでしたが、平成17年度は1件発生しました。

4の「器物損壊の状況」ですが、これは補修を要する損傷を加えたものが対象になっています。小学校で1件発生し、中学校で8件発生し、これは平成16年度に比べて1件増加しました。

以下、一番下の※印は、「加害生徒に対する警察等の措置別人数」です。平成17年度は警察の補導と、家庭裁判所への送致が1件ずつありました。暴力行為全体としましては、ほぼ横ばいになっていますが、引き続き生活指導での指導を充実させるほか、人権教育や道徳の授業などにおいても、心の教育の充実を図っていきたいと考えております。

次に、大きなローマ数字Ⅱ番、「いじめの状況」についてでございます。

1「いじめの発生学校数、発生件数」についてですが、小学校では平成16年度に比べ、2校、3件の増加となりました。中学校では、平成16年度に比べ、2校、4件の減少となっています。

2番「いじめの解消状況」につきましては、平成17年度は14校中、12件が解消しました。

3の「いじめ発見のきっかけ」では、最も多いのが「保護者からの訴え」で、続きまして「担任の教師が発見」「他の児童からの訴え」の順になっています。

4の「いじめの態様」は複数回答になっています。小学校では、「言葉での脅かし」、それから「冷やかし・からかい」が5件見られました。中学校でも、「冷やかし・からかい」が5件と多くなっています。なお、「仲間はずれ」という項目は、遊び・運動・勉強などで仲間に入れないというもので、「集団による無視」というのは、一定の児童・生徒に対して集団で無視し、口を利かないという場合を言います。

5番「学校におけるいじめの問題に対する対応」につきましては、いじめが発生したかどうか

に関わりなく、各学校でどのような対応が行われているかについて調査したものでございます。小学校では「職員会議を通じて共通理解を図った」が最も多く、18校でした。これに次いで「教育相談の体制を整備した」「学校全体として児童・生徒会活動などにおいて指導した」などが続いております。中学校でも8校全校で「職員会議を通じて共通理解を図った」としており、「教育相談の体制を整備した」が次に続いております。いじめの対応につきましては、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを利用して、学年や学校全体として組織的に取り組むことが必要ですので、引き続き各校における対応について指導してまいります。

次に、大きなローマ数字のⅢ番、「不登校等の状況」についてでございます。この調査結果は、平成17年度内に年間30日以上欠席した、不登校児童生徒のものでございます。不登校の定義ですが、何らかの心理的、状況的、身体的、あるいは社会的な要因、背景により、児童生徒が登校しない。あるいは、したくてもできないという状況にあることをいいます。病気や経済的理由のものは除きます。平成17年度の概要といたしましては、前年度に比べて、小学校、中学校ともに減少しています。

項目ごとに見てきますと、初めに、1「不登校児童生徒の在籍学校数」ですが、小学校では19校中14校で、前年に比べて1校減りました。中学校は前年度と同様、8校全校に在籍しているという状況でございます。

2の「学年別内訳」ですが、小学校の不登校は合計36名で、前年度より2名減りました。中学校では合計111名で、前年度より11名減少しました。学年別では、小学校の高学年、それから中学生の不登校が多いという結果になっています。いわゆる不登校の出現率につきましては、小学校では全児童、全小学生数、9,586人の0.38%となりまして、前年度が0.48でしたので、0.1ポイントの減少ということになります。中学校では、全中学生が3,771名の内の2.94%となり、前年度が3.20%でしたので、これも0.26ポイント減少したことになります。

次に、3の「不登校児童生徒への指導結果状況」についてですが、小学校では指導の結果、登校する、または登校できるようになったという児童が、36人中10人と、27.8%の児童が学校に復帰しました。中学校では111人中、26人、23.4%の生徒が学校に復帰しました。不登校につきましては、各校においてきめ細かな対応を進めるとともに、教育相談室やスクールカウンセラーなどの専門的な知見を有している方々の活用を図り、あゆみ教室を中心として関係機関と連携したネットワークづくりを、引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）平成17年度小平市立公民館事業報告についてです。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（9）平成17年度小平市立公民館事業報告について、報告いたします。

はじめに、本報告は、小平市立公民館処務規程第6条第2項の規定により行うものでございます。

事業の詳細につきましては、資料No.9にまとめてございますが、まず本報告書の1ページをお開きください、

まず、学級・講座でございますが、講座コースは71コース、回数といたしましては671回を実施いたしました。講座の応募状況は、3,909人、受講者数は2,458人でございます。以下、「主催講座学習成果発表展」から「概説」のとおりでございますが、これ以外のデータといたしまして、家庭教育、子育て支援の講座といたしましては、10講座96回、受講者174人、保育は107人でございます。

また、パソコン講座につきましては、中央公民館及び各分館で50コースを実施し、受講者数は964人ございました。

さらに、講演会の回数は、13回、参加者は1,199人でございます。

また、公民館視聴覚ライブラリーのフィルム貸し出しにつきましては、件数では359件、前年度比、約18%の増となっております。

さらに、全施設の利用状況でございますが、利用者数といたしましては46万6,963人、前年度比で、約4.9%の増となっております。

このほか、公民館まつり、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

なお、平成18年3月31日現在の定期利用団体は、558団体でございます。

以上が、本報告の内容でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（10）平成17年度小平市立図書館事業報告についてです。昼間教育部長から御説明をお願いいたします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（10）平成17年度小平市立図書館事業報告について、報告いたします。資料No.10でございます。

はじめに、本報告につきましては、小平市立図書館処務規程第7条第2項に基づき行うものでございます。

前半、1ページから6ページまでが、各種の統計数値、後半、7ページ以降が各種講習会や講座・学習会・おはなし会・夏休み親子一日図書館員等の構成で、予定した事業はいずれも計画ど

おり実施いたしました。

平成17年度の主な事業内容といたしましては、図書館ボランティア活動の実施、祝日開館の本格実施、学校図書館のデータベース化、花小金井図書館の移転準備、開館30周年事業等に取り組んでございます。

まず、図書館ボランティア活動の実施については、図書館の修理や除籍処理等の一般のボランティアが述べ129日436人、古文書解読のボランティアが述べ37日195人、合計延べ166日、631人が参加されております。

次に、祝日開館の本格実施につきまして、平成16年10月から1年間の試行を経て、平成17年10月に本格実施に踏み切り、その結果、開館日数が11日間増えました。

さらに、学校図書館のデータベース化につきましては、小学校19校で13万3,700冊、中学校で8校7万7,400冊、合計21万冊を超える蔵書のデータ入力終了し、子どもの読書活動推進のための基盤整備が整いました。

また、花小金井図書館の移転準備につきましては、建物工事が平成18年2月に竣工し、3月には書架や標示の追加工事を実施するとともに、1月からは閉架書庫の箱詰めを開始して引越しの準備を進めました。その後、花小金井図書館につきましては、5月8日にリニューアルオープンし、順調に現在に至っておりますことを報告申し上げます。

最後に、開館30周年事業につきましては、昭和50年に小平市図書館が開館して以来、ここで30年を迎えたことを記念した事業で、森まゆみ氏の講演会や、竹内さとる氏を助言者としてお迎えし、「図書館しゃべり場」を開催するなど様々な行事を実施しました。

終わりに、1ページでもお示ししておりますが、年間貸出資料数は148万3,000冊ほどで、昨年度と比較して微増でございましたが、6ページにございますレファレンス受付件数は中央図書館で1万6,000件と倍増し、全館では3万2,000件となり、図書館利用が着実に伸びているところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(11)寄附の受領についてでございます。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項(11)寄附の受領について、報告いたします。資料No.11を御覧ください。

〔I〕は、長胴太鼓一式、6万3,000円相当を、NTT花小金井東団地自治会様より、花小金井南中学校教具備品としての御寄附でございます。

〔II〕は、少年用サッカーゴール1対、4万5,000円相当を、東京フットボールクラブ株式会社様より、小平市立中央公園グラウンド用としての御寄附でございます。

〔Ⅲ〕は、防犯ブザー1, 835個、65万円相当を、読売防犯協力会小平支部様より、小学校19校の1年生の安全対策としての御寄附でございます。

それぞれ有効活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次いで、教育長報告事項（12）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

教育長報告事項（12）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

本件は、前回の報告以降に決定したものについての報告でございます。資料No.12を御覧いただきたいと思います。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

本日報告いたしますのは、6件でございます。

初めに、受付番号（7）でございます。事業名は、「みんなではじめよう！17万人あいさつ運動」、主催団体は小平青年会議所、実施期日は平成18年5月22日（月曜日）から平成18年5月26日（金曜日）、会場は小川駅前及び小川西町中宿地域センターでございます。事業内容は、地域の連携促進のために、小川駅東・西口前において、利用乗降客等に対して朝のあいさつをする、26日夜は地域連携についてテーブルディスカッションを行うということでございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号（8）でございます。事業名は、2006ルネこだいら「芸術家と子どもたちの出会い」フェスティバル、主催団体は同フェスティバル実行委員会、実施期日は平成18年8月27日（日曜日）、会場はルネこだいらでございます。平成17年3月にも使用承認しております。入場料は無料のものから、4,500円まででございます。

次に、受付番号（9）でございます。事業名は、第29回住宅デー、主催団体は東京土建一般労働組合小平支部、実施期日は平成18年6月25日（日曜日）、会場は大沼地域センターほか、計9会場でございます。毎年使用承認しております。参加費は無料でございます。

次に、受付番号（10）でございます。事業名は、市民講座「食物アレルギーについて」（仮題）、主催団体は社団法人小平市医師会、実施期日は平成18年7月22日（土曜日）、会場は

小平市健康センターでございます。平成17年6月にも使用承認しております。参加費は無料でございます。

次は、受付番号（11）でございます。事業名、子育て講座パート14、主催団体は小平こども劇場、小平こどもまつり実行委員会、実施期日は平成18年7月1日（土曜日）、会場は小平市中央公民館2階ホールでございます。毎年使用承認しております。参加費は500円でございます。

終わりに、受付番号（12）でございます。事業名は放送大学東京多摩学習センター公開講習会、主催団体は放送大学東京多摩学習センター、実施期日は平成18年8月26日（土曜日）、会場は放送大学東京多摩学習センター、4階大講義室でございます。毎年使用承認しております。参加費は無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（13）事故報告I（4月分）についてです。昼間教育部長から御説明をお願いします。

○昼間教育部長

4月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.13のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をいたします。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

4月に発生しました事故について報告します。

初めに交通事故でございます。交通事故は、小学校の管理下で3件ございました。

①小学校4年男子が、保護者が運転する車に同乗し、後続車に追突され、足に打撲を負ったというもの。

②小学校6年女子が、自転車で二人乗りをしていて転倒し、頭を打撲したもの。

③小学校1年男子が、自転車に乗っていて、友達に気をとられ、車に接触し、頭と大腿に擦り傷を負ったというものでございます。いずれも救急車を要請し、病院に搬送されました。

次に、一般事故についてでございます。小学校の管理下で13件、中学校の管理下で2件、また、中学校の管理外で1件の事故がございました。

初めに、小学校の事故についてでございます。

登下校時の事故としましては、①小学校5年女子が下校中、つまずいて転び前歯を打撲し、ひ

ざをすりむいたもの。

②小学校3年男子が下校中、滑って転び打撲し、前歯が抜けたというもの。

③小学校2年男子が登校中、つまずいて転び、額に打撲を負ったというものです。

次に、休み時間・放課後等に起こった事故でございます。

④小学校5年男子が休み時間中、他の児童と口論になり、投げられた上履きが目に当たり、出血したもの。

⑤小学校5年男子が休み時間中、他の児童が投げた石が、目の下に当たり、切り傷を負ったもの。

⑥小学校1年男子が休み時間中、鬼ごっこをしていて転倒し、あごに切り傷を負ったというものでございます。この児童は6針縫いました。

⑦小学校1年女子が休み時間中、他の児童と遊んでいて転倒し、前歯を打撲したもの。

⑧小学校3年男子が休み時間中、他の児童と追いかけてっこをしていて、階段を6段飛び降り、右足を捻挫したものでございます。

次に、授業中に起こった事故でございます。

⑨小学校6年女子が体育の授業中、手たたき腕立てをしていて、顔から落ち、前歯を折ったもの。

⑩小学校6年男子が体育の授業中、ドッジボールを取ろうとして、突き指をしたもの。

⑪小学校6年男子が体育の授業中、マット運動でバランスを崩し、顔面を打ち、鼻の骨を折ったものでございます。

⑫小学校3年男子が体育の授業中、鉄棒運動で過って落ち、右ひじを骨折したもの。

⑬小学校6年男子が体育の授業中、ラケットベースボールをしていて、他の児童が投げたラケットが歯に当たり前歯が欠けたものでございます。

次に、中学校で起きた事故についてでございます。

授業中の事故としましては、⑭中学校3年男子が体育の授業中、フットサルで他の生徒と接触して倒れ、左肩を骨折したもの。

クラブ・部活動中の事故としましては、⑮中学校1年男子がサッカー部の活動中、シュートをしたときにバランスを崩して転倒し、手首を骨折したものです。

管理外の事故としましては、⑯中学校3年男子が公民館で、他の生徒と卓球をしていて、ボールが目に当たったというというものでございます。

この4月には歯に関する事故が4件、骨折が4件ございました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（14）並びに議案第4号から第5号につきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございます。後ほどお諮りいたしますが、これら

につきましては非公開で扱いたいと思います。

したがって、教育長報告事項（13）までについて、御質問、御意見等をお出しいただきたいと思いますが、何か御質問がございましたら、どうぞお出してください。御意見でも結構です。今日はかなり報告事項がふんだんにございましたので。

小池委員。

○小池委員

先ほど、行政監査のことについて話があったのですが、この行政監査というのは、これは初めて行われたわけですね。それから、これは今後、ある程度定期的に行われるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○阿部教育庶務課長

行政監査につきましては、今回初めて行われました。その後、今後続くのかどうかは、今のところ承知しておりません。

○堀内委員長

これは、教育委員会としては初めてということでしょうか。それとも小平市として。

○屋間教育部長

小平市として初めて行われたということです。

○堀内委員長

わかりました。

○小池委員

初めてということですが、実は監査の着眼点などを見ますと、今回は特に備品について中心にやられておりますけれども、やはり年に1回ぐらい簡単でもいいから、見直す必要があるのではないかなというふうに思います。これだけのきちんとしたものは到底無理でしょうけれども、こういう内部監査的なのは必要ではなからうかというふうに思いました。

それから、これは民間企業の私の経験から申し上げますと、この備品の監査も必要ですが、もう一つ、業務内容の、業務監査というものもあるのですよね。これも年に1回くらいは、今、やられている業務の内容につきまして、本当に必要かどうかとか、やはり監査された方がいいのではないかと思います。これは管理職の一つの職務、仕事としてやられた方がいいのではないかと思います。大体年に1回、こういう監査をやりますと、それによって、業務効率化の面から、やはり1年経ちますといろいろ不要なものも見つかりますので、そういうことも必要であると、思います。これは意見でございますけれども。

それから、7ページの備品の購入費の推移というところも見まして、教育委員会費というのと、教育指導費という2つの項目がありますけれども、これが非常に極端に大きかったり小さかったりするんですけども、これは何か、どういう性格のもので、それからどうしてこういうふうに変動するのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○阿部教育庶務課長

教育委員会費というのは、この名称のとおり、教育委員さんの備品の購入に充てられるものですが、この特に平成16年度、325万5,000円というのは、車等の購入に充てたものでございます。教育指導費の方は、通常の備品と考えていただきまして結構でございます。

○堀内委員長

ということは、平成8年度の220万も、これも車ですか。

○阿部教育庶務課長

手元に資料がないのでわかりません。ただ、金額から見ましてそのように推定されます。

○伊藤委員

率直に申し上げて、あのエスティマが私どものことに使われるために買われたということは、知らなかったと言ったらよくないかもしれませんが、初めて知りました。それで、一応そのように定められていると、ほかへの使用が戸惑われるということがあるのかもしれませんが、監査で稼働率が48%で再考を要するような指摘がありましたし、もうちょっとほかの部署でも、どんどん使っていただけるように、要綱を緩和するとか、そういう措置が望ましいかと思うんですが、もう既にそのような措置がとられたのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

教育長車の使用につきましては、今まで緊急に部課長が教育委員さん以外に車を使う場合には、申請書によりまして貸し出しをしていたところです。それで、要件としましては、緊急に部課長が出席するとき、それから緊急に多量の文書を運搬する必要が生じたとき等に貸し出しますということで行っておりました。要件の方を、それを緩和しまして、例えば、部課長が出張するとき、緊急にというのをとりまして、部課長が出張する。あるいは、部課長でなくても、4名以上が乗車して出張するとき、というふうにいたしました。

以上でございます。

○堀内委員長

教育委員がその車を使う日というのは、比較的特定しやすくなっておりますので、それ以外の日には、ほとんど教育委員が使うということは予定されないでしょうから、できるだけ活用して

いただきたいというふうに思います。すでに、その手続きはとられているようでありますので結構ですが、使い回しも大事ではないかというふうに思っています。

備品についてですが、監査で行方不明というのか、要するに台帳にはあるのに現物がないという備品が幾つかあったようではありますが、これはどういうことでこういうことが起きるのか、ちょっと。例えば、廃棄のときにきちんとそれを台帳に載せなかったとか、そういうことがあるんだとは思いますが、どうなんでしょうか。

中澤学務課長。

○中澤学務課長

備品登録されているもので、所在が確認できなかったという、これにつきましては、平成12年度に旧小川東小学校が閉校になりまして、そのときに所属替えができていなかったというのがございまして、手続き漏れでございまして、現在は、それは判明いたしまして、きちんと手続きを済ませたところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

吉田委員、どうですか。ありますか。

○吉田委員

私も今のことをお尋ねしようと思っていたところです。ピアノ1件と、ここに書いてありましたので、ピアノはあの大きさのものが、どうやったら居場所がわからなくなるのかなという感じで、不思議に思いましたので。

○堀内委員長

先ほどの御寄附の御報告がありましたけれども、ああやって寄附される物品、例えば学校備品として御寄附をいただくようなものは、かなり高額なものになってくると、やはりこれも高額備品として対象になるんだと思うんですが、寄附されたものと、購入したもので、登録の仕方が違うのですか。

○中澤学務課長

手続きの仕方としましては、購入、寄附、廃棄とございまして、伝票そのものは一つの伝票で処理をしているところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ということは、その備品の獲得の形態が違うことによって、備品台帳に違う形で載るとか、そ

うということではないわけですね。学校の備品となったものは、同じように扱う。

○中澤学務課長

備考欄には購入、寄附、そのような要件は記載されますけれども、登録するものは一覧表に登録されますので、台帳に違う形で載ることはありません。

以上でございます。

○堀内委員長

わかりました。

いかがでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員

防犯カメラの管理及び運用に関する要綱等のところですが、防犯カメラそのものの点検は定期的になされるかと思うんですが、最初に設置したときには誰もが緊張して取り組むわけですが、そのうち意識が低下して、いろいろと惰性におちっていくというのが常ですよ。それで、その防犯カメラそのものではなく、小平市個人情報保護条例と、それからこの要綱、あるいはこのそれぞれの基準にのっとった管理、運用のされ方について、きちんとされているかという、そのチェックはどのようにするのか今検討なさっているのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

防犯カメラを設置した後の管理及び運用がきちんと行われているかということについて、今後どうチェックをしていくかということですが、防犯カメラの設置につきましては、今、設置以降につきましては、防犯カメラが設置したことについて学校の防犯体制をどうやっていくのかという、マニュアルのようなものを今つくってございます。そのマニュアルの中で、さらに今後、今伊藤委員さんから御指摘があったような、その運用について今後も当初の精神を失われなような形を、その運用の中に盛り込んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○堀内委員長

同じ関連で伺いたいんですが、管理者が校長になることは学校の場合ははっきりしているわけですが、取扱者というのは大体誰を想定していることになるのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

副校長を予定しております。

○堀内委員長

管理職をもって充てるということですね。そして、仮に例えば、学校侵入のような事態が発生しまして、それについて警察の捜査が入り、そしてビデオテープの提供を求められるというような場合に、この外部提供をする決断はどなたがなさることになるのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

事件が起きた場合、やはり教育長が決断するということになると思います。

○小池委員

もう一つ。

先ほどの、行政監査とは直接関係がないとは思いますが、いろいろな団体、それからいろんなイベントに対して補助金を出しておられますよね。そういう補助金に対して何か交付基準だとか、あるいはそういうものの定期的な見直しだとか、そういうことは定期的にやられておるのかどうか、その辺はいかがでございましょうか。

○屋間教育部長

市役所の方でかなりの、いわゆる一般の補助団体というのがございまして、やはり行政の全部直営ではできませんので、あるいはその地域の方々に御協力いただく中で、やはり補助という形でいろいろなことをお願いをしていることはあります。ややもすると、それがかなり肥大化していくという考えもありまして、大体3年に一度の見直しというような形で内部では検討をされていて、それで、例えば、これから補助をする場合には原則としては期限を大体3年から5年ぐらいに決めるとか、そういう見直し要綱を入れていくとか、あるいは不要になったものについて、というふうに見直しております。そしていきなりぱっきり切ると、やはりいろいろ影響がありますので、それはいわゆる激変緩和の形で徐々になくしていくとか。当然、目的を達成したものとか、そういう観点で見直しをしていくということでございます。

以上でございます。

○吉田委員

資料No.5ですね。ここで、各学校の児童・生徒数が表記されておりますけれども、この中で、鈴木小学校は、単学級が3学年あるわけですね。昨年も児童数が少ないけどどうでしょうかというお話をしたところ、調整区域を設けながらしっかりと見守っていきたいというお話を伺いました。しかし今年も減って、これからあの地域に大きなマンションが建つという話や、人口が増えるような可能性が少ないわけなんですね。そうした場合に、近くには小平第八小学校があり、小平第三小学校もあり、そして小平第九小学校も非常に近い場所にあります。そうある場合に、将来的にこの鈴木小学校が統廃合されてしまうというようなことは考えておられるのかなということをお伺いしたいと思います。

○中澤学務課長

児童・生徒数のも教育人口推計でございますけれども、今までですと、都営住宅の建て替え、あるいは大規模集合住宅によって地域的なバランスが非常に、地域的に集中して児童数がふえるというような学校も確かにありました。鈴木小学校につきましては、ちょうどこの地区が小平第三小学校、小平第九小学校ということで、間に入りまして、ここは特に小平団地あたりを抱えておりまして、この辺の団地の児童・生徒は、建設されましてからかなり経ちまして、減少しております。今後の児童・生徒数ですけれども、昨年教育人口推計によりますと、小学校につきましては平成19年度をピークに減少していこうと我々も推計はしているんですが、ただしこれは大規模集合住宅が今後、今の状態のままということでございますので、今後また建設されるようなことがあれば変わってくると思いますが、これから将来的に教育人口が減ってくるというようなことになると、当然学級数も減りまして、それに伴いまして、学校の統廃合というのは当然予想されると思いますので、場合によっては学区の変更、そういったことも、今後メスを入れる必要が出てくるんだらうというふうには思っております。特に将来人口推計というのは非常に難しいものでございまして、ある年に増えて、また翌年は減るといったこともございますけれども、我々としても今後推計についての推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小池委員

今のことに関連して。鈴木小学校の1年生が、今度は48名で、2学級になっていますよね。これは何か特別に調整区域かなんかの影響ですか。

○中澤学務課長

当然、調整区域もございますが、一つには校長先生の御努力によりまして、鈴木小の良さをアピールしたということも聞いております。ただ、これにつきましては、非常に難しいですが、児童数はその年によって多かったり、少なかったりします。今後ずっと2クラスになっていくかということはわかりませんので、我々としても2クラス以上になっていくことを希望はしておりますので、これについても見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小池委員

もう一つ関連で、よろしいですか。

小平は自由学区制は一応とっていないわけですがけれども、調整区域外とか、学校で決められた学区以外から、ぜひこの学校にいきたいという、そういう希望がかなり出ているのかどうか、それに対する対応も含めて、もしわかりましたらお話ししたいと思っております。

○中澤学務課長

学区外からの希望ですが、例えば市内ですと、校舎の非常に素晴らしい小平第六小学校に入りたいというような親御さんもいらっしゃると思います、これにつきましては、我々は基準を設けておりました、あくまでも住所地、その学区内の住所地にいませんと入れませんよ、そういったことも説明させていただいております。現実には住所を移される方もいらっしゃると思います。基本的にはその住所地の方ということで説明をしております。

以上でございます。

○伊藤委員

先ほどの委員長の防犯カメラに関連しまして、ちょっと大事なことだと思いますので、もう一度御説明をいただけたらと思うんですけども、委員長がおっしゃったところは、その資料No.4の要綱の2ページ目、2枚目ですか、映像データの保管方法の後、映像データの目的外利用及び外部提供の制限というところに、第11ですね、収集の目的を超えて利用し、または外部に提供してはならない、そこに、ただし条例第10条第2項各号の規程に該当する場合はこの限りではない、この小平市個人情報保護条例第10条ということですが、これ今、この部分をもう少し詳しく御説明いただければ。まず個人情報保護条例の第10条第2項という内容がわかればお願いします。

○堀内委員長

お手元でございますか。条例。

○阿部教育庶務課長

個人情報保護条例、今は手元に持っておりません。

○堀内委員長

では、後ほど。恐らく、教育長の決断ということではないかと、私も思いますけど。

○小池委員

それでは、ちょっと変えます。

ここに、児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査報告というのが、文部科学省の調査ということでお話しがありましたけれども、これの文部科学省の統計データですね、それと小平のものを比較したデータみたいなものはございますか。文部科学省のデータというのは、これをまとめたものがまた出てくるわけでしょう。

○大橋教育部理事

文部科学省の調査結果は、7月ごろ速報値が出ます。12月に全国集計したものが出るようになっており、まだ速報値も出ていない状況でございます。これは小平市の分として東京都に報告

したものでございます。7月頃か12月頃にまた御報告させていただきます。

○小池委員

それでは、またそれが出たところに、お願いいたします。

○堀内委員長

公民館、図書館等についてはいかがでございましょうか。

○伊藤委員

公民館事業報告の中で、2つのことに関してお聞きしたいんですけども。

まず、映画会です。参加人数等々ありますが、これは参加人数の昨年度と比べてどのくらい、大体でいいんですけども、減少傾向にあるのかということと、それから極端に参加人数が低い数値のものもありますけれども、それについては見直しなどする予定があるのでしょうか。映画会に関してはそういうことです。それをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは土曜子ども広場、愛称「友・遊」についてですけども、中央公民館のみならず全館で「友・遊」を頑張ってくださいのおかげで、5日制が始まったときに、公民館が期待された一定の役割が果たされたと評価したいと思います。現在いろんな地域が学校と連携して、子どもの居場所づくりということができていますので、子どもの選択肢が増えたということでしょうか。その「友・遊」の参加人数というのは減少傾向にあるという話も聞きます。しかしながら、先ほどの映画会にしてもそうですけれども、子どもたちが、図書館にしてもそうですけれども、公民館や図書館など公共の社会教育の機関を利用する、そこで年代の違った人々とも接触するということは、子どもの成長にとって非常にいい影響をもたらすと思うんです。ですから、今後とも充実させて、続けていっていただきたいと思うわけです。ただその中で、公民館として今後、その地域でさまざま行われていることと、公民館がどのように連携していくのか。それから、あるいは「友・遊」がその連携の中で「友・遊」自体にどのような工夫などをしていけるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○島林公民館長

まず、映画会の方からですけども、平成17年度につきましては、参加者が全部で3,299名ということで、平成16年度に比べますと、昨年度が3,471名でしたので、172名、約5%ほど減少してございます。減少につきましては、各映画会について、例えば子どもさんたちだけで来るものは少なく、親御さんと一緒に来られるため、その中では天候にかなり左右されまして、雨天の場合、金曜の夜に大人向けの映画を上映しても、激減してしまうこともございます。

それから、子ども対象としてアニメを上映しているのですが、演目選定時に若い職員に、「君のところの子どもはどう」とリサーチしながらやっているのですが、ニーズが若干違って、人気

がないのかなという作品もございます。その中で、なるべく子どもたちに人気のあるいいアニメ、あまり悪い言葉を使わないような、本当に子どもさんが喜ぶような、そういうものを提供していきたいと考えております。

それから、「友・遊」につきましては、学校週5日制が始まったときに、子どもの居場所作りということで、私どもで何かできないか、それも費用をかけずに職員の手づくりで、いろんなことを経験してもらおうということで行っているところでございます。人数の増減ですが、平成17年度、中央館だけの数字でございますが、子どもさん、大人、男女合わせて、2,107名の参加がございました。平成16年度は1,974名でございましたので、133人増加してございます。それから平成15年度につきましては2,014人ということで、平成16年度に比べると多かったこともございますので、増えたり減ったりということで、推移しているところでございます。

私どもが子どもさんの居場所づくりということで始めたものが、現在は学校でも同じような事業を始めつつあります。それから地域でも青少対とかいろんな地域の子ども会とかで、同じような事業を始めつつあります。そうすると、子どもさんが自分の興味の向いたところに、それぞれ参加していくという中では、私どもも内部で参加人数の評価はしていますが、限られた子どもを取り合ってもしかたがありませんので、子どもがチョイスできるオプションがいろいろとあれば良いのではないかと考えてございます。参加者の中にはお母さんが毎週お弁当を持たせて、定着している子どもさんが十数人ございます。そういう子どもが自分の学校の後輩を連れてきているケースもございます。中学になると、「友・遊」を卒業し、次を担っているということで、いい環境ができていると考えてございます。

今後も、ボランティアさんといろんな意見を出し合って、常にいいものを提供していきたいと考えてございます。

それから地域との連携でございますが、教育長が日頃、地域連携、学校連携というお話をされている中で、私ども地域のボランティアの方をお願いしていろいろとやっております。ボランティアの方は公民館の自主サークルで活動している方や、その方たちの仲間の方が「友・遊」の先生などを手伝っていただいております。それから、学校連携ということでは、学校の先生方に声をかけて、土曜日にこんな工作もやっています、こんなけいごともやっていますが、いかがですかということで、紹介して参加いただいております。以前、学校の絵画クラブと私どもの絵画のサークルや、書道のサークルなどで、一緒になって活動したこともございました。今後もケースを捉えて地域連携、学校連携を重ねていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

もう一つだけ伺っていていいですか。

公民館事業に関連してですが、子育ての関連の幾つかの講座などは募集定員に対して、申し込

みが思ったより少ないというふうに私は見受けました。最近、子育てに迷う親が多いなんてよく言われているんですけれども、その割りに、受講者が少ないのは、やはりお母さんたちは忙しいということなんでしょうか。高齢者対象の講座は応募者が多いのに、こういうところはなぜか定員まで人が来ないように思うんですが、何故なんでしょう。

○島林公民館長

委員長がおっしゃるように、今の若いお母さん方、割と活発でいろんなことをなさっております。一つの講座を組みますと、毎週例えば水曜日の午前とか午後とかということで、10回つなげて連続で講座を計画することが通常でございます。お母さん方から、10回連続では全部は出席できないという意見が時々聞こえてございます。また、講座が終わってみると10回出られなくて、6回とか7回とかという出席の方もいらっしゃいます。私どもは、少しでも身になる場合には来てくださいというような気持ちではいるのですが、やはり若いお母さん方まじめでございまして、10回全部出られないとだめなのではないかということで遠慮される方が、おられるようでございます。私どもも全部出られなくていいから来てと、立場上言えないところが難しいところでございます。

もう一つは、私どものPRがまだ不足しているのかなということが反省材料でございます。自治会などの掲示板をもっと使ってPRしていけば、知っていれば行ったのにという方の参加も得られると考えております。今後はあらゆる機会を通じて周知したいなど、そういうふうを考えてございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○小池委員

今に関連して。これは子どもを預かっていただけるのかどうか。その辺はどうだったんですか。

○島林公民館長

家庭教育では保育付が前提になりますので保育付きでやらせていただいております。

○小池委員

そっちの方が大事ですね。

○堀内委員長

かなり時間も経過してまいりました。

では、よろしゅうございましょうか。

－なしの声あり－

○堀内委員長

それでは、教育長報告事項の（１３）までを、これで終了いたしたいと存じます。

（協議事項）

○堀内委員長

次に日程を変更いたしまして、協議事項を先に審議いたします。

協議事項（１）平成１８年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。昼間教育部長から御説明をお願いいたします。

○昼間教育部長

協議事項（１）平成１８年度小平市教育委員会表彰について、説明いたします。資料No.15を御覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功勞のあった方に感謝状及び表彰状を贈呈するものでございます。

内訳としては、感謝状につきましては、校長・副校長退職者３名、社会教育委員９名、公民館運営審議会委員１０名、図書館協議会委員１名、青少年委員６名、体育指導委員４名、教育相談員４名、学校医３名、学校歯科医１名、学校薬剤師２名、学校支援活動に貢献した団体２１団体の、合計４３名、２１団体でございます。

また、表彰状につきましては、小平市教育研究奨励費受給者３団体、小平市特色のある教育活動推進校３校、小平市立学校研究推進・協力校の３校の、合計３団体、６校でございます。

なお、表彰式は、６月２３日の教育委員会６月定例会閉会後を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

これにつきまして、御質問あるいは御意見等ございましょうか。

よろしいでしょうか。

－なしの声あり－

○堀内委員長

特にございませんでしたら、提案どおり了解ということで御異義ないでしょうか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

それでは、以上で協議事項を終了といたします。

次に、教育長報告事項（14）並びに議案第4号及び第5号は、先ほど申し上げましたとおりに、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、こちらにつきましては、非公開で審議したいと思います。

議決は、挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。

－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員でございます。賛成の方が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと存じます。ただいま15時27分になるところですので、15時40分まで休憩させていただきます。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○堀内委員長

それでは委員会を再開いたします。

○阿部教育庶務課長

はい、委員長。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長。

○阿部教育庶務課長

先ほど、伊藤委員から御質問がありました、事件が起きた場合の防犯カメラにかかる記録の提出について、お答えいたします。

事件が起きますと、警察からは刑事訴訟法に基づいて、教育委員会に情報の提供を求められるものと思われます。その場合に、誰がそれについて最終決裁をするのかという御質問であろうかと思えます。情報提供が求められた場合に、個人情報保護条例によりまして、法例等により外部への情報提供を求められた場合等は、情報提供が許されることになっております。その教育委員会での最初の決裁権限ですが、教育委員会の事務につきましては、小平市教育委員会教育長に対しての事務委任規則の中で、管理運営について一般方針を定めること等、幾つかの項目以外の部分は教育長に委任されております。この中の項目では今のようなケースについては書かれておりませんので、教育長に委任されているものとして、教育長が最終判断者となりまして、警察へ提供するということが一つ考えられますが、もう一つは、異例、疑義にわたるもの場合には教育委員会が事務を行うということになっておりますので、教育委員会ということも考えられます。

先ほどの、私の発言は訂正いたしまして、教育長が提出する場合、それから事案が異例または疑義にわたる場合は教育委員会での御判断になろうかと思えます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

先ほどの件は、それでよろしゅうございますね。